

城西国際大学公的研究費の運営・管理体制に係る基本方針

(目的)

第1条 本方針は、文部科学省等の競争的資金制度に基づく公的研究費の適正な運営・管理を図るため、城西国際大学(以下「本学」という。)の責任体系及び不正防止体制等を定め、適正な研究活動を一層推進し、もって社会的信頼の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本方針における「公的研究費」とは、次の各号に掲げる資金をいう。

- (1) 文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金
- (2) 文部科学省が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金
- (3) 文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の研究資金
- (4) 他省庁、他省庁が所管する独立行政法人、地方公共団体もしくは特殊法人から配分される公募型の研究資金または他省庁が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金

(最高管理責任者)

第3条 本学における公的研究費の運営・管理に係る最高管理責任者は、学長とする。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理を遂行する体制の整備を行う。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者は、副学長の中から最高管理責任者が指名する。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者の責務を補佐する。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受けて、公的研究費の運営・管理が適正に行われるよう全体を指導監督する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各学部長
- (2) 各大学院研究科長
- (3) 各センター・研究所等の長
- (4) 水田記念図書館長
- (5) 留学生別科長
- (6) 教務部長
- (7) 事務局長
- 2 コンプライアンス推進責任者は、本学における公的研究費の運営・管理に係る不正行為等を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、広く研究活動に係る者を対象として、求められる倫理規範の修得を目的とする研究倫理教育を定期的に実施する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、当該部局の組織状況に応じて、複数のコンプ

ライアンス副責任者を任命することができる。

(事務部局責任者)

第6条 本学における公的研究費等に係る運営・管理の事務部局責任者は、次の各号に定めるところによる。

(1) 教務課長

(2) 経理課長

2 事務部局責任者は、公的研究費等の運営・管理について、統括管理責任者を補佐する。

(経費管理責任者)

第7条 本学における公的研究費の事務処理等に係る経費管理責任者は、経理課長とする。

(物品発注及び検収責任者)

第8条 本学における公的研究費の事務処理等に係る物品発注・検収責任者は、経理課長とする。

(不正防止計画推進部署)

第9条 研究倫理委員会の委員長(以下「倫理委員長」という。)は、本学における研究活動及び研究費等に係る不正行為の防止を推進するため、倫理委員会に不正防止計画推進部署(以下「防止計画推進部署」という。)を置く。

2 防止計画推進部署は、学務部学務課を担当とし、本学における不正防止計画の策定、実施及び実施状況の確認を行うものとする。

3 倫理委員長は、不正防止計画の実施に際し、その進捗管理に努めるものとする。

(事務処理手続き)

第10条 公的研究費の事務処理手続きについては、「城西国際大学公的研究費の取り扱いに係る規程」に定めるところによる。

(事務処理等の相談窓口)

第11条 公的研究費の使用に係る事務処理及びルール等の相談窓口は、教務課とする。

(受付窓口の設置)

第12条 本学における公的研究費に係る不正行為や、その防止についての学内外からの相談対応を目的として、通報・告発・相談窓口(以下「受付窓口」という。)を設置する。

2 前項に定める受付窓口は、学務課とする。

3 本学は、通報、告発または相談等(以下「告発等」という。)の受け付けに際し、調査または事実確認を行う者が、自己との利害関係を有する事案に関与しないよう留意する。

4 本学は、原則として顕名により不正行為を行ったとする研究者もしくはグループ、不正行為の様態等及び事案の内容が明示され、かつ、不正行為とする科学的な合理性のある根拠が示されている告発等のみを受け付けるものとする。

(不正な取引に関与した業者の処分)

第13条 不正な取引に関与した業者の取り扱いについては、「城西国際大学研究活動に

おける不正防止及び不正行為への対応等に係る規程」に定めるところによる。

(モニタリング及び内部監査)

第 14 条 研究費等の執行に係るモニタリング及び内部監査は、財務状況に係る経理監査及び不正防止のための体制の検証を含むものとし、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) モニタリング

防止計画推進部署及び関係部局において、研究費等に係る不正発生要因を相互に把握し、それに応じた効果的かつ実効性のあるモニタリングを実施する。

(2) 内部監査

学校法人城西大学法人本部内部監査室により、大学全体の観点から研究費等に係る不正行為の防止体制等についての改善を重視した監査を実施する。

附 則 本方針は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。